

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長から次のとおり公共測量を実施することについて通知がありました。

平成二十六年一月十七日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 公共測量（一級基準点測量及び三級基準点測量）
- 二 測量の地域 桜井市大字巻野内地内
- 三 測量の期間 平成二十五年十二月三日から平成二十六年三月二十六日まで